最終更新日：2016年7月1日

青山商事株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長　青山　理
問合せ先：総合企画部　部長代理　門脇　順一
証券コード：8219
http://www.aoyama-syouji.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。
また、企業競争力強化の観点から、経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標にしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則につきましては、全て実施をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式
(1)政策保有に関する方針
当社は、取引先企業との安定的・長期的な取引関係を構築する観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該企業の株式を取得・保有することができることとしております。
(2)取締役会における検証と説明
取締役会は、毎年、取引関係強化によって得られるメリットと投資額等を総合的に判断して中長期的な経済合理性等を検証しております。
(3)議決権行使に関する方針
当社は、政策保有株式の議決権行使について、議案の内容を精査し、当該企業の企業価値向上に資するか、また当社の企業価値を毀損させる可能性はないかを個別に判断したうえで、適切に議案の賛否を判断し議決権を行使しております。

【原則1-7】関連当事者取引
当社は、当社が役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。
また、事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門における取引内容のチェックを行い、取締役会に結果を報告することとしております。

【原則3-1】情報開示の充実、経営幹部の報酬・指名
(1)経営理念・経営戦略及び経営計画
当社は、創業以来「より良い物をより安く洋服の販売を通して社会に貢献する」を経営理念として、紳士服販売を中心に成長してまいりましたが、2014年5月に創業50周年を迎えたことを機に、次の50年に向け、さらなる成長の第一歩として、中期経営計画「CHALLENGE　2017」を策定いたしました。
その中で、当社グループの今後の事業領域の拡大を視野に入れ、新たな経営理念として「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」を掲げました。
中期経営計画「CHALLENGE　2017」では、この理念に基づき、3つのビジョン（1. コアビジネスにおける「強み」の拡大”ビジネスパーソン支持率NO.1”、2. 積極的な事業領域の拡大”安定的なビジネスポートフォリオの構築”、3. ステークホルダーに向き合う経営”持続的な成長のための改善の実践”）を掲げており、女性就業者数増加に伴うレディス売上の拡大などコア事業であるビジネスウェア事業の安定成長と、当社グループがこの50年で培ってきた強み（販売力・店舗開発力、商品調達力、品質へのこだわり、顧客基盤）を活かし飲食事業、海外事業及び新規事業など積極的な事業領域の拡大を図り、安定的なビジネスポートフォリオを構築し、持続的な成長で社会に貢献できる企業を目指します。
〇経営理念　http://www.aoyama-syouji.co.jp/about/philosophy/
〇中期経営計画「CHALLENGE2017」　http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/management/plan.html
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針
本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。
(3)取締役及び執行役員等の報酬及び指名を決定するに当たっての方針と手続
当社の役員報酬は、業績向上を図り継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること、株主と利害を共有できる報酬制度であること、報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であることを決定の基本方針としております。
当社は、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置し、取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の報酬及び指名等に関する方針・制度等について審議し、取締役会に答申することとしております。
両委員会は、独立社外取締役を委員長とし、その他3名の取締役（代表取締役を除く）及び1名の社外取締役の合計5名で構成されます。
社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬については、固定報酬と業績連動報酬があり、その割合は固定報酬1に対し、取締役の業績連動報酬は0～1（執行役員は0～0.7）の範囲で支給することとしております。
なお、業績評価については、報酬諮問委員会において単年度の当社連結業績や個人の役割課題達成状況などからそれぞれの役割や役位に応じて、総合的に判断し取締役会に答申、最終取締役会にて決定することとしております。

【補充原則4-1-1】取締役会の決定事項等
取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に定められた重要事項を審議し意思決定するにとどまらず、会社の戦略的方向付け、経営陣の評価・監督、リスク管理体制の整備、多様なステークホルダーとの協働や意見の考慮などについて主体的に取組んでおります。また、個別の業務執行については、社内規程に基づく意思決定によるものとすることで意思決定の迅速化と取締役会の監督機能強化を図っております。

【原則4-8】独立取締役の選任
当社は、定款で定める取締役の員数を10名以内とし、現在8名の取締役を選任しており、内2名が独立社外取締役（弁護士及び経営者）であります。なお、2名の社外取締役は東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立基準
当社は、社外取締役を含めた社外役員の選任に当たり、当社独自の独立性基準を以下のように定め、独立した立場から経営を監視できる人材を選任しております。
＜社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準＞
1. 当社グループにおける勤務経験がないこと。
2. 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。
3. 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。
・大株主である組織
・主要な銀行、証券会社
・主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所
・仕入先メーカー等当社の主要取引先
・当社が主要な取引先である企業、団体

【補充原則4-11-1】取締役の多様性、候補者決定に関する方針・手続
取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が効率的・効果的に発揮できる人数として10名とする旨定款に定めております。
取締役の選任については、当社グループの事業運営及び経営管理に関する豊富な知識、経験を有する者で、当社の経営理念を十分に理解し、高い自己規律を備える人格識見に優れた人材の中から決定しております。また、社外取締役については、当社の独立性基準を満たした上で、会社経営、法律、会計、税務、マーケティング等バランス及び多様性が確保できるよう、各専門分野の知見を有する人物を選定しております。

【補充原則4-11-2】取締役の兼職
当社は、取締役及び監査役、取締役及び監査役候補者それぞれの重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類において毎年開示しており、本報告書の更新日時点における社外取締役の重要な兼職の状況については、本報告書の「2. 1.【取締役関係】会社との関係（2）」に、社外監査役の重要な兼職の状況については、本報告書の「2. 1.【監査役関係】会社との関係（2）」に掲載しております。

【補充原則4-11-3】取締役会の自己評価
当社取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について、毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出することとしており、本年3月に全取締役及び監査役に対し、以下5項目（30問）からなる取締役会の実効性に関する内容の質問票を配布し、その回答を基に4月の臨時取締役会において、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。その中で決議された以下の改善点については、今後の当社グループのより高度なガバナンス体制構築につながるよう、実現に努めてまいります。
＜取締役会の実効性に関する分析及び評価結果＞
1. 取締役会の役割・責務
（1）経営理念、ビジョン及び企業戦略につきましては、中期経営計画を通じて取締役会メンバーに共有されております。ただし、企業戦略等につきましては引き続き深堀りの議論が必要と思われます。
（2）各取締役の役割につきましては、今後事業領域の拡大に応じて見直しが必要と思われます。
2. 取締役会の構成
現在常勤取締役6名、社外取締役2名（弁護士、経営者）、常勤監査役1名、社外監査役3名（弁護士、税理士、公認会計士）で構成されており、取締役会に求められる多様性は一通り確保できていると評価しております。
3. 取締役会のリスク管理
内部統制システム構築の基本方針に基づき、関連会社を含めたリスク管理の見直しを実施しており、今後この進捗状況を取締役会においてフォローし実効性を上げていくことが課題であります。
4. 取締役会を支える組織体制
（1）内部監査部門による連結グループのリスク管理強化を図り、取締役及び監査役への報告体制を強化しております。
（2）取締役及び監査役へのトレーニングにつきましては、研修機会を設け経営理念、コンプライアンス及び事業内容等の理解促進を図っております。
（3）経営陣の指名、報酬につきましても、昨年、諮問委員会を発足させており、今後ガバナンス強化、取締役へのモチベーションアップにつながっていくものと思われます。
5. ステークホルダーとの対話
社長を中心とした経営陣による海外を含めた積極的なIRを実施し、その内容につきましては取締役会メンバーだけでなく、課長以上の役職者、関係会社役員等にもフィードバックされております。

【補充原則4-14-2】役員のトレーニング
＜取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針＞
1. 当社は、取締役及び監査役が、その役割を果たすために必要とする経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援しております。
2. 新任の取締役もしくは監査役は、就任3ヶ月以内に、当社の経営戦略、財務状況その他の重要な事項につき社長または社長が指名する業務執行役員から説明を受けております。
3. 当社のすべての取締役及び監査役は、外部機関によるトレーニングプログラムに計画的に参加することとしております。

【原則5-1】株主との対話
当社は、株主との建設的な対話を重視し、IR担当の取締役及び担当部署を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めており、面談の申込みに対しては、合理的な範囲でこれに応じております。
また、対話を実施した者は、適宜その内容を取締役会にて報告し、取締役及び監査役の共通認識を図っております。
なお、当社は、IR基本方針を定めており、それに基づく情報開示の方法、情報開示に関わる社内体制等をホームページに掲載しております。
〇IR基本方針　http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/policy/
IR活動の詳細については、本報告書の「3. 2. IRに関する活動状況」に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,020,800	12.67
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	4,982,500	8.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,307,100	7.77
有限会社青山物産	4,298,250	7.75
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135	2,395,399	4.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,943,025	3.50
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,729,799	3.12
青山 理	1,661,665	2.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,487,700	2.68
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	1,267,577	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明更新

(平成28年3月31日現在)
当社は、自己株式1,592千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内林誠之	弁護士											
小林宏明	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内林誠之	○	―――	内林誠之氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、法令を踏まえた客観的な視点で経営を監視できる人材として、社外取締役に適任であると考えております。また、同氏は当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
小林宏明	○	―――	小林宏明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から、適切な助言、提言を行える人材として、社外取締役には適任であると考えております。また、同氏は当社との間で特別な利

			害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役を委員長とする「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」において、取締役及び執行役員の選任や報酬等を審議し取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図っております。

「指名諮問委員会」は取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議、答申いたします。
・株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案の内容
・代表取締役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、役付取締役の選定及び解職
・執行役員の選任及び解任
・役付執行役員の選任及び解職

「報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議、答申いたします。
・取締役、執行役員の報酬等に関する方針及び制度
・取締役、執行役員の個別の報酬等の内容
・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

〔監査役と会計監査人の連携状況〕
監査計画立案時や監査実施過程において実効性を確保する上から連携しております。
(監査計画立案時における事項)
a. 監査計画の基本的事項の調整
b. 経営環境の把握及び監査結果の情報交換
(監査実施における事項)
a. 会計方針等の妥当性の検討
b. 取締役又は執行役員の不正や違法行為等への対応

〔監査役と内部監査部門の監査状況〕
当社では、内部監査につきましては、内部監査部が実施しております。
内部監査部は、各事業本部とは独立した立場にあり、年間業務計画に基づき、営業店の業務活動全般に亘り、定期的に(または必要に応じて随時)臨店検査を実施し、問題点や今後の課題を監査役に報告する体制を採用しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木　洋	税理士													
竹川　清	公認会計士													
渡邊　徹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木　洋	○	―――	大木洋氏は、税務署長を経験するなど、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として、適任であると考えております。 また、同氏は当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
竹川　清	○	―――	竹川清氏は、公認会計士並びに税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社業務執行の適法性を 監査する社外監査役として、適任であると考えております。 また、同氏は当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
渡邊　徹	○	―――	渡邊徹氏は、弁護士として、長年の経験を有し、企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有することから、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として、適任であると考えております。 また、同氏は当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社社外取締役及び社外監査役は、それぞれ弁護士や税理士など、高い専門性と豊富な知識や経験を備えており、それぞれの立場から当社業務執行の適法性が監査できるとともに、独立した立場から経営を監視することができる体制が整っていると判断しております。
なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準を以下のように定めており、当該社外取締役2名及び社外監査役3名全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

〔社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準〕
1. 当社グループにおける勤務経験がないこと。
2. 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。
3. 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。
(1)大株主である組織
(2)主要な銀行、証券会社
(3)主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等
(4)仕入先メーカー等当社の主要な取引先
(5)当社が主要な取引先である企業、団体
4. 配偶者または二親等以内の親族に、前項3. に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

【業績連動型報酬制度の導入】
業績連動報酬の内容につきましては、「(6)取締役報酬関係　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

【有償ストックオプション制度の導入】
平成27年1月28日に公表いたしました中期経営計画「CHALLENGE　2017」における業績目標(平成30年3月期連結営業利益270億円)達成の意欲を高めることを目的として、平成28年1月8日開催の当社取締役会において当社取締役、執行役員、従業員及び当社子会社取締役に対して、有償ストックオプションを発行することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者及び個数
66名　2,580個　(当社取締役　6名　600個、当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)　9名　450個、当社従業員　30名 900個、当社子会社取締役　21名　630個)
※1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【取締役報酬等の総額及び員数】
・取締役(うち　社外取締役)　335百万円(12百万円)　7名(1名)
※社外取締役　小林宏明氏は、平成28年6月29日開催の当社第52回定時株主総会にて選任されました。

【役員ごとの連結報酬等の総額】
・役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額が1億円以上の役員が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 報酬の基本方針
当社の役員報酬は、業績向上を図り継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること、株主と利害を共有できる報酬制度であること、報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であることを決定の基本方針としております。
この基本方針に基づき、当社は、報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の報酬に関する方針・制度等について審議し、取締役会に答申、最終取締役会にて決定することとしております。
当委員会は、独立社外取締役を委員長とし、その他3名の取締役(代表取締役を除く)及び1名の独立社外取締役の合計5名で構成されます。
2. 報酬の決定方法
社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されており、それぞれの役割と役位に応じて決定しております。
業績連動報酬については、それぞれの役位ごとに単年度の当社連結業績や個人の役割課題達成状況などに応じて、固定報酬1に対して、業績連動報酬0～1(執行役員は0～0.7)の範囲で支給を行うこととしております。

なお、業績評価については、報酬諮問委員会において単年度の当社業績や個人の役割課題達成状況などから、それぞれの役割や役位に応じて総合的に判断し、取締役会に答申、最終取締役会にて決定することとしております。
業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみで構成しております。
なお、取締役の支給限度額は、平成18年6月29日開催の当社第42回定時株主総会において、年額6億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)、監査役の支給限度額、平成5年6月29日開催の当社第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
取締役及び監査役の退職慰労金については、平成18年6月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、内部監査部門からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制部門からの内部統制の整備、運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、独立した視点で経営の監視、監督を行っております。
社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び内部監査部門並びに内部統制部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、法令及び定款に基づく会社の機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。これらが実効性をもって機能するために、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を取締役会の決議により定め、当該基本方針の下で業務の適法性及び効率性を確保し、リスクの管理を実行することにより、コーポレート・ガバナンスの体制を整備しております。

1. 当社は、取締役・監査役制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
平成17年6月に意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化のため、取締役員数を削減するとともに(平成28年6月30日現在8名(うち社外取締役2名))、執行役員制度(平成28年6月30日現在9名:取締役兼務4名を除く)を導入いたしました。

2. 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を経営会議等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督しております。原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、平成28年3月期において、取締役会は14回開催されました。

3. 業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮のもと、執行役員に責任と権限を大幅に移管しております。また、「職務分掌権限規程」に基づき効率的な業務執行を行っております。
取締役、監査役並びに執行役員による経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、原則月1回開催しております。
平成28年3月期において、経営会議は14回開催されました。

4. 業務執行に関する重要事項及び取締役会の付議事項の審議機関として、取締役及び監査役で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図っております。

5. 経営の透明性の向上に向けて、中期経営計画の公表及び英文ホームページや英文開示資料の充実など、株主に対する情報開示の強化に取り組むとともに、海外IRを含めたIR活動を通じて得た意見やアドバイスなどは、取締役会などを通して経営にフィードバックさせております。

6. 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名を含んだ4名(平成28年6月30日現在)で構成されております。
常時1名の常勤監査役が執務しており、取締役会、役員会にはすべて出席し、客観的立場から取締役を監視できる体制となっております。
監査役のモニタリングは、広範な事業の内容にまで及んでおり、経営監視は有効に機能しているものと考えております。
社外監査役3名は、税理士(1名)及び公認会計士(1名)、弁護士(1名)であり専門的見地から監査を行っております。

7. 内部監査部門として社長直轄の内部監査部が設置されており、内部業務監査を実施しております。

8. 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応しております。
委員会には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正かつ効率的に行われているかチェックしております。

9. 顧問弁護士契約を締結し、経営判断上の参考とするため、必要に応じて助言と指導を受けられる体制を設けております。

10. 会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立した社外取締役2名(弁護士及び経営者)を含む取締役会と、独立した社外監査役3名(税理士、公認会計士及び弁護士)を含む監査役会により業務執行を監査・監督する体制を採用しており、社外取締役及び社外監査役がそれぞれ専門的な立場から業務執行の適法性を監査するとともに、独立した立場から経営を監視する役割を担っております。
そのため、当社においては、現状のコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前（平成28年6月3日）に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	本年よりインターネット等による議決権行使を開始いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	全文の英訳版を作成し、東京証券取引所の「上場会社情報」に開示するとともに、当社英文ホームページに掲載しております。 〇英文ホームページ（Shareholders' Meeting） http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/english/stock/shareholdersmeeting.html
その他	当社ホームページへの株主総会招集通知の掲載 〇和文（株主総会） http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/stock/meeting/ 〇英文（Shareholders' Meeting） http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/english/stock/shareholdersmeeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」、「情報開示の方法」、「情報開示に係わる社内体制」、「将来の見通し」、「投資判断について」を当社ホームページに掲載しております。 〇IR基本方針　http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算時に代表者自身による決算説明会を実施。 なお、第1四半期及び第3四半期については、IR担当部署による個別ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	本年6月、アメリカにおいて代表者自身による個別ミーティングを、イギリスにおいて財務担当役員による個別ミーティングを実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「有価証券報告書」及び「四半期報告書」等の決算開示資料や、「決算説明会資料」、「株主総会招集通知」等を当社ホームページに掲載しております。 〇株主・投資家向け情報　http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部	
その他	投資家向けの主な開示資料は、英訳し和文開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。 〇Investor Relations　http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/english/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	1. カーボンオフセット付きスーツを販売 AWI（オーストラリアン・ウール・イノベーション：本社シドニー）が提唱する「ZERO CO2 PROGRAM」に協賛。「Balanced ZERO CO2 WOOL」の下げ札を付けたスーツを全国の「洋服の青山」で販売しております。 ※ZERO CO2 PROGRAM・・・スーツを生産する際に発生するCO2を、植林により相殺しようという活動です。植林活動を手掛ける指定牧場から原毛を仕入れ、スーツとして販売することで、地球温暖化防止に貢献します。 2. 節電に向け、照明のLED化や省エネ空調設備導入を推進 当社は、47都道府県全てに出店している全国展開企業として「節電」を全国的に取り組む問題と捉え、「洋服の青山」をはじめとした全業態で、店内照明の間引きや冷暖房の温度調整を2011年より実施しております。また、各店において、照明のLED化や省エネ空調設備の導入も進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社の社会的責任および企業倫理を遵守すべく、役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、規程(コンプライアンス・マニュアル)を制定し周知徹底させております。
(2)社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応しております。
(3)役員および従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供をおこなう手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努めております。
(4)内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施しております。
(5)当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないこととしております。万一、反社会的勢力および団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応をおこなうこととしております。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」にもとづき、担当部署が保存および管理するものとしております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討をおこない、必要に応じて役員会、経営会議において審議しております。
(2)業務運営上のリスクについては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応をおこなうべく関連各部門との情報交換によりリスク管理をおこなう。特に個人情報に関しては、「情報セキュリティ担当役員」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化しております。
(3)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をおこない、損失を最小限に止める体制を整えております。
4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
(1)経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行をおこなっております。
(2)取締役、執行役員ならびに監査役による経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的に原則月１回開催しております。
(3)取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を経営会議等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督しております。
(4)業務執行に関する重要事項および取締役会の付議事項の審議機関として、取締役および監査役で構成する役員会を原則毎週１回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図っております。
(5)「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行をおこなっております。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、子会社の経営の自主性および独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれる体制、ならびに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議をおこなっております。
(2)当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付けております。
(3)「コンプライアンス委員会」には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかチェックしております。
(4)内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなっております。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
(1)当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとしております。
(2)当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとしております。
7. 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告をおこなう。また、その他の重要な事項について、稟議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付することとしております。
(2)監査役は、原則、役員会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役および従業員より、報告を受けるものとしております。
(3)子会社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告をおこなう。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告することとしております。
(4)監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受けることとしております。
(5)監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および従業員に求めることができることとしております。
8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底しております。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
(1)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
(2)当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めております。
10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
(1)監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しております。
(2)取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
(3)監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をしております。
(4)監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報・意見交換等をおこなうための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

役員及び従業員が、法令及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範である規程(コンプライアンス・マニュアル)の中で、「反社会的勢力には断固とした姿勢で臨む」ことを方針に掲げております。
また、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益供与することに加担しないこととしております。
万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し、毅然とした対応を行うこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

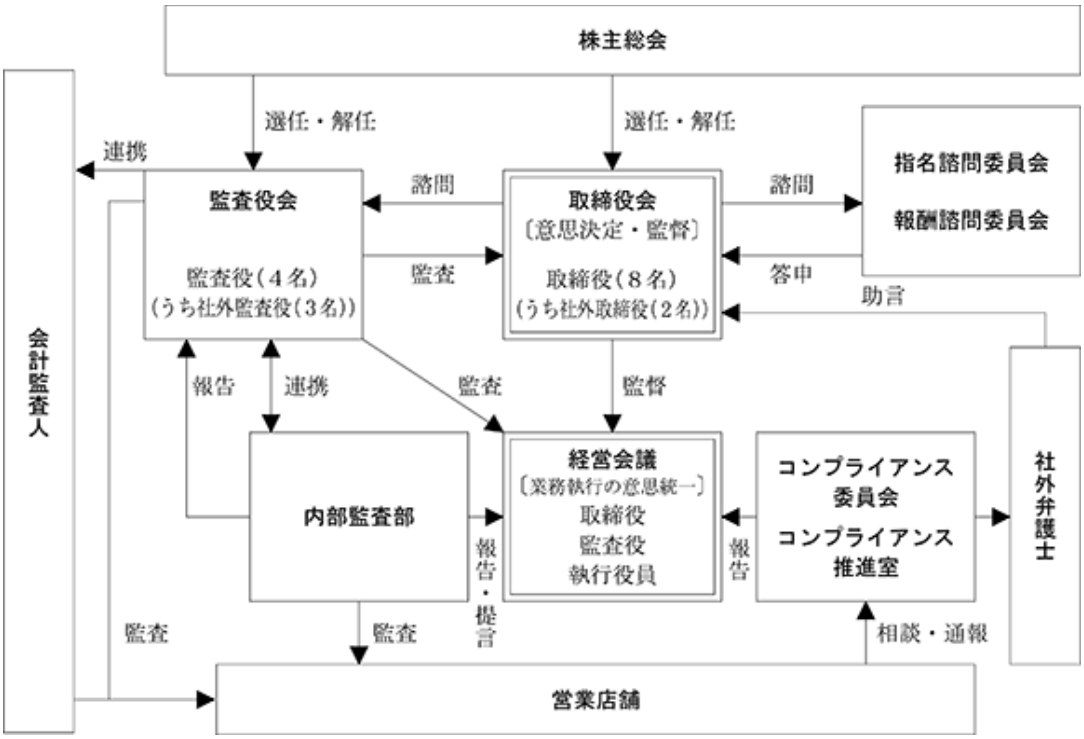
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――



適時開示の流れは次のとおりであります。

